

指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）  
運営規程（高風園デイサービスセンター）

第1章 総 則

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団が行う指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の事業（以下「地域密着型通所介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め地域密着型通所介護等の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 この規程は、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団が設置運営する高風園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）の運営及び利用について準用するものとする。この場合、この規程における「従業者」は「職員」に読み替えるものとする。

（基本方針）

第2条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（定員）

第3条 事業所の定員は18名とする。

第2章 従業者及び職務分掌

（従業者の区分及び定数）

第4条 事業所に勤務する職種、員数は次のとおりとする。

- 一 管理者1名
- 二 生活相談員2名以上
- 三 看護職員2名以上
- 四 介護職員3名以上

- 五 機能訓練指導員 2 名以上
- 2 前項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことが出来る。

(職務)

第 5 条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

一 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 生活相談員

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

三 看護職員

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

四 介護職員

介護職員は、送迎及び日常生活上必要な介護を行う。

五 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

### 第 3 章 利用者に提供する施設サービスの内容及び費用負担

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

二 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

三 サービス提供時間

午前8時45分から午後4時45分までとする。

(サービスの内容)

第 7 条 地域密着型通所介護等で提供するサービスは、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むために提供するものとする。

- 2 提供するサービスは次の各号に掲げるものとし、居宅介護支援専門員等の作成する居宅介護サービス計画書に基づいて作成された地域密着型通所介護サービス計画書に沿って提供するものとする。

- 一 生活相談
- 二 健康状態の確認
- 三 日常生活動作の機能訓練
- 四 食事の提供
- 五 入浴
- 六 レクリエーション
- 七 送迎

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、高崎市の区域とする。

(利用料等)

第9条 地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額又は第1号事業支給費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費又は第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項各号に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 おむつ代
- 三 日常生活に要する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項第三号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

4 第2項各号に掲げる費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族等の同意を得るものとする。

#### 第4章 サービス利用にあたって利用者が留意すべき事項

(利用者が留意すべき事項)

第10条 利用者は、地域密着型通所介護等の提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

- 一 利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意すること。
- 二 気分が悪くなったときは速やかに申し出ること。
- 三 他の利用者等の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障を来すような行為は厳に慎むこと。

四 送迎の時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があること。

(損害賠償)

第11条 利用者が、故意又は過失によって事業所の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

## 第5章 緊急時等における対応方法

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、地域密着型通所介護等を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び医師に報告し、適切に対応するものとする。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第13条 事業所は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。

2 利用者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

## 第7章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止への取り組み)

第14条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生活上の安全を確保するために、虐待防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を設置するとともに虐待防止に資するため従業者を教育するものとする。

一 虐待防止のための委員会は定期的に開催し、その結果を職員に周知する

二 従業者の教育は、職員研修として定期的に行う

三 虐待防止に関する担当者を設置し、一連の活動を適切に行う

2 事業所は、従業者又は養護者による虐待を発見した場合、速やかに市町村等に通報し利用者の安全確保に努めるとともに、虐待防止策を講ずる。

## 第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(サービスの評価)

第15条 管理者は、自らの施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第16条 管理者は、サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する 為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には当該苦情の内容等を記録し、速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告するものとする。

2 管理者は、利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する 調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

3 管理者は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な取扱も行っ  
てはならない。

(身体的拘束及びその他の行動の制限の原則禁止)

第17条 従業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するとともに、常にその解除に努めるものとする。

(秘密の保持)

第18条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。  
退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。

(衛生管理)

第19条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、利用者の保健衛生の維持向上ならびに事業所における感染症及び食中毒の発生または、まん延の防止を図るものとする。

(事故発生時の対応)

第20条 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及びその家族等、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(地域との連携及び運営推進会議等)

第 2 1 条 地域密着型通所介護等の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

2 事業所が提供する地域密着型通所介護等は地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を行う事を目的として、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が存在する圏域を管轄する地域包括支援センターの職員または市町村職員、地域密着型通所介護等について知見を有する者等で構成する運営推進会議を設置し、おおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催する。

## 第 9 章 雑 則

(改正)

第 2 2 条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

なお、軽微な改正は理事会に報告する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別紙（第9条関係）

1 基本サービス費及び加算部分

(1) 地域密着型通所介護サービス費

内容	自己負担額
法定代理受領サービス	厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額

※高崎市の地区区分 その他級地 [1単位=10.27円] で計算。

※上記総額の介護保険負担割合証に記載の割合が自己負担。

(2) 第1号通所介護事業（介護予防通所介護相当）サービス費

内容	自己負担額
法定代理受領サービス	厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額

※高崎市の地区区分 その他級地 [1単位=10.27円] で計算

※上記総額の介護保険負担割合証に記載の割合が自己負担

2 介護保険対象外サービス

項目	利用料金	備考
食費	昼 640円/日	午前10時までキャンセル可
	おやつ 60円/日	
レクリエーション費	入場料、参加費、材料費等は自己負担	
おむつ代	パット1枚50円 オムツ1枚70円 もしくは同等品持参可	

\*上記金額は、全額自己負担

3 キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかる。

項目	キャンセル料
① ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の当日午前9時までにご連絡いただいた場合	利用料金の10%
③ ご利用日の当日午前9時までにご連絡がなかった場合	利用料金の25%

\*上記金額は、全額自己負担